

○財務省告示第三百五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠
三	法律及びその条項の適用等
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額
七	払込金額

利付国庫債券（二十年）（第四十
三回、第六十二回、第七十六回、
第九十九回、第一百回、第一百
一回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。
額面金額で二千九百九十五億円
内訳（別表のとおり）
三千四百七十一億七千八百八十
四万三千円

八 最低額面金
九 振替単位
十 発行価格

五万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成十五年十月二十二日
発行対象国債ごと、額面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$1 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二 利率
十三 経過利払込み

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式による払込額を払込
期日により払い込むものとす
る。

各発行対象国債の額面金額の利率の
各発行対象国債の発行額 × 100 × 各期日の発行日か、第十
各発行対象国債の発行額 × 100 × 各期日の発行日か、第十

(二)
発行時において、その利子
に係る所得税が、源泉徴収され
るもの記載は、前記(一)の算式
の座に記載する。ただし、該
口の記録は、前記(一)の算式
のよりに算出した金額を該
金額より算出した金額を該
乗じた金額を該

十四 利 子

十五 十六 十七 十八 十九 二十

償還 償還 入札 準と 各発行 象国債 の 利回り 元利金 払場所 入札参 者参加 払込期 日

第十号に規定する発行日後の各
。金額を控除するものが乗じた
受ける者又は外国税人適用を
居住者又は外国に居住する者
に算出た金額に当該非
ある場合は、前記(一)の算式で
者が発行時に、又は外国で
者が非居住者として取得する
債を發行する時、又は取得する

第 十 号 に 規 定 す る 發 行 日 後 の 各
と し、 各 支 払 期 に お い て、 支 払 の
算 式 に よ り、 算 出 し た 金 額 を、 支 払
う。 但 し、 支 払 期 が 銀 行 休 業
日 に 當 た る と き は、 そ の 翌 営 業
日 に 支 払 う。 (償 還 期 に つ い て

各 國 債 の 額 面 金 額 × 各 發 行 日 の 利 率 / 100 × 1 / 2

(別表のとおり) 額面金額のつき百円
平成二十五年十月十日付で
本証券協会の発表した公債
店頭売買参考統計値に掲載さ
れた各発行対象国債の平均値の
単利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年十月二十二日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付国庫債券) (第四十三年回)	二・九%	日年平 九成三月二十一	二十億円
(利付国庫債券) (第六十二年回)	〇・八%	日年平 六成三月二十五	四十七億円
(利付国庫債券) (第七十年六回)	一・九%	日年平 三成三月二十七	十四億円
(利付国庫債券) (第九十年九回)	二・一%	十年平 日十成二月二十九	円千七十七億
(利付国庫債券) (第十一年回)	二・二%	三年平 月成二十四日年	円百六十一億
(利付国庫債券) (第十二年回)	二・四%	三年平 月成二十四日年	円百三十九億
(利付国庫債券) (第十四年回)	二・一%	六年平 月成二十四日年	十六億円
(利付国庫債券) (第十九年回)	一・九%	日年平 三成四月二十一	円二百七十四億